

# 応用倫理学の意義とコンピュータ倫理学 ないし情報倫理学の動向

品川 哲彦

## 一、はじめに

日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業「情報倫理の構築」プロジェクト（FINE: Foundation of Information Ethics）の一環として千葉大学で行なわれている千葉フォーラム（第二九回、二〇〇二年十一月八日）で、講演する機会を得た。<sup>①</sup>当日の原稿に若干手を加えて以下にその内容を掲載することとする。

情報倫理学は、コンピュータ倫理学を出発点とし、しかし、コンピュータ倫理学という名称がデータ処理や通信のための技術としてコンピュータを利用するさいに生じてくる倫理的問題を連想させる傾向があるのに対して、むしろ、コンピュータを介して膨大な量の情報が流通し、管理されるようになって生じてきた倫理的問題全般をあつかうことをめざしている。<sup>②</sup>私自身はコンピュータ倫理学ないし情報倫理学について造詣の深い者ではない。その知識はほとんど「情報倫理の構築」プロジェクトが刊行した資料集によっている。<sup>③</sup>私がこれまで主として関わってきた

た応用倫理学は生命倫理学と環境倫理学である。以下の内容は、それらの分野をとおして得てきた応用倫理学についての理解からコンピュータ倫理学ないし情報倫理学をみた場合、今日ただ今のところ、どのような特徴が目につくかについて報告するにすぎない。

## 二、応用倫理学の意義

応用倫理学 (applied ethics) は、社会生活のなかに生じる倫理的問題に対処する学問として二〇世紀後半に登場した。一九六〇年代には生命倫理学 (bioethics)<sup>3</sup>、一九七〇年代には環境倫理学 (environmental ethics)<sup>5</sup>、一九八〇年代にはコンピュータ倫理学<sup>6</sup>、その後も、ビジネス倫理学、エンジニアリング倫理学 (工学倫理と訳される) など新たな領域が簇出してゐる。これらの領域を貫く統一した規範があるわけではない。したがって、複数の下部領域が応用倫理学という単一の学科を構成しているというわけではない。むしろ、ぶどうの房がぶどうの一粒一粒からできているように、応用倫理学とは複数の領域から成る群を総称した命名にすぎない。というのも、応用倫理学は社会生活に生じる倫理的問題に対処するものだから、原理的には、社会生活の領域ごとにそれに対応する応用倫理学が成立可能であり、しかも、社会生活の多様な領域それぞれが画一した倫理規範のもとで営まれているわけではないからだ。

さて、応用倫理学に寄せられる関心には複数の次元がある。最も直接的には、しかも出発点には、特定の領域の応用倫理学が対処する問題に対する関心がある。たとえば、安楽死について考えようと思つて生命倫理学を参照する場合がそれである。

しかし、こうした具体的な問題そのものではなく、応用倫理学という知的営為にむけられる学問論上の、メタレベルの関心もある。たとえば、応用倫理学が社会生活のなかに生じる倫理的問題に対処する学科として特化されるとすれば、それでは、社会生活に携わらない倫理学なるものがあるのだろうかという問題である。いいかえれば、応用倫理学とはいかなる意味での倫理学と対比して特化されるのか。端的にいうと、「応用」とはどういう意味か。「応用」という表現は二〇世紀後半にはじめて用いられたわけではない。その古い例は、たとえば、カントの『道徳の形而上学の基礎づけ』のなかの「応用道徳哲学 (die angewandte Philosophie der Sitten)」という言い回しに見出される。カントは、アプリオリに成り立つ道徳の形而上学に対比して、人間の本性に限定した道徳哲学を「応用」と呼んだ。理論の適用範囲と理論の妥当性とが限定されることを示すために「応用」という形容が冠せられたわけである。むろん、カントの用法を二〇世紀後半の用法にそのままてはめるわけにはいかない。アプリオリに成り立つ形而上学の存在は不可疑の前提ではないからだ。とはいえ、カントにはカントの、応用に言及せねばならない理由があった。有限の理性的存在者としての人間の本性の認識がそれである。それでは、二〇世紀後半に応用を語るように促した契機は何だったのか。

その時代を實際に生きてきたひとり、ヘアから引用しよう。一九七七年の論文「医療倫理学。道徳哲学は手助けになるか」の冒頭で、ヘアは「道徳哲学者が医療倫理学の問題に手助けできないなら、その道徳哲学者は店を閉じるべきだ」と喝破した。この断言は、一面において他への裁断、他面において自信の表明である。

裁断という面からみてみよう。一九八六年の論文「なぜ、応用倫理学をするのか」から引用する。「一般向きの本であれ、学術書であれ、哲学者が実際に実践的問題に関わることを発言しようとする幸福な時代がはじまったと記すひとを今ではよくみかけるようになった。われわれの専門がこんなふうに励まされ後押しされるようになったの

は、実は、われわれの専門が信頼されるようになったからではない。つい最近までいた、実践に関わることは何もいわないと称していた人びとを非難する意図からである<sup>9)</sup>。そして、ヘアはさらにこう続ける。「実践的な道徳問題を解決するのに役立つことをしよう。それを主たる動機として一九四〇年代に哲学の世界に入ってきた者のひとりとして、私がこのことをいささか苛立たしく思うとしても許されよう<sup>10)</sup>」と。すなわち、ヘアにとって不満なことに、二〇世紀なかばには、実践的問題に直接に関わらないことこそが倫理学、哲学の潮流であった。ところが、現在、倫理学者、哲学者はむしろ進んで実践的問題について発言するように促されている。それなのに、依然として発言せず、また、発言する用意もない者は店を閉めるべきではないか。こうした苛立ちをこめて、ヘアは、先に引用したとおり、熱くも、かつ、いささか性急にさえ聞こえる言い回しで思いを吐露したのである。

他面、ヘアは倫理学が医療問題に資することができるという自負にもあふれている。もともと、ヘアによれば、実践の手助けとなるという点では、道徳哲学は少しまえに医学が到達した段階によりやく今到達したにすぎない。少しまえまで、医者の手にかかるより、かからないほうが命の助かる確率が高かった。ところが、医学は科学的方法をとりいれることで命を救うことができるようになった。哲学もまた、科学的方法を受け入れつつある。あくまで知ろうという態度、ひとの発言を正確に説明し、そこから論理にしたがって導出できることを正確に説明する能力、論証のこうした厳格な基準を樹立する希望が哲学においてもみえてきた、と。ヘアのいう科学的方法がヘアの唱道する普遍的指令主義を示唆していることは明らかである。ひとつの倫理的問題について、甲論乙駁の競合する指針が提示されたとき、当事者全員のいつそう多くの嗜好を満たす結果に通じる指針を採用せよ。それによって、社会生活に根ざした倫理的問題にも回答を出すことができる。少なくともヘアはそう考え、応用倫理学に積極的にとりくむ姿勢をとったわけである。

へアが指弾したように、倫理学者、哲学者が実践に直接に関わるのを避けていたのは、二〇世紀の前半、とりわけ英語圏では、メタ倫理学こそが倫理学の中心的部門だという見解が支配的だったからである。そのひとつの頂点は、一九三六年に公刊されたエイヤーの『言語・真理・論理』に代表される情動主義だった。情動主義では、実践的問題に是非を下す倫理的判断は本人のたんなる態度の表明とみなされていた。社会生活のなかの具体的な問題をとらあげる応用倫理学はこうした倫理学像にとつてかわるものとして——「こつてかわる」といったのは、論破して退けたのかどうか、疑わしいからだ——登場し、歓迎された面がある。先に述べたように、医療における倫理的問題へのとりくみが応用倫理学の先蹤だが、それに対する熱い期待はトウルミンの一九八六年の論文「医療は倫理の生命をいかにして救ったか」にうかがわれる。トウルミンは、倫理学は医療問題にとりくむことで、主観の態度や感情や願望についての抽象的な思索にふけるのをやめ、制度、必要、利害といった社会的な問題に目をむけることでよみがえったと評価している<sup>11)</sup>。

さて、それでは、この歓迎が長続きしたのかといえば、同じトウルミンはすでに一九八一年に論文「原理という暴君<sup>12)</sup>」のなかで、普遍的な法則を個別の事例に適用する医療倫理学、生命倫理学の方法を批判している。倫理的判断を下すにあたって原理原則に訴えるやり方(原理原則主義 *principism*)に対する批判は、単一の原理のみに依拠する倫理理論だけにむけられたものではなかった。さしあたりの標的は、自律の尊重、害を加えない、正義、善意という四つの原理を組み合わせたビーチャムとチルドレスの一九七九年の『生命医療倫理学』にむけられているようにみえる。というのも、この著作は原理原則主義による生命倫理学を推進してきたジョージタウン大学の生命倫理学の古典ともいべき位置を占めているからだ<sup>13)</sup>。いずれにしても、批判の要点は、同じ状況にあるひとを等しく扱う正義、人間関係の親疎に関わらず、類似の事例で等しい対処をする公平 (*impartiality*)、それらの根底にある類似

の状況を一般化する普遍化可能性にのつとつた思考では、個別の状況のなかの多様な要求がくみとれないという点にあった。当然、連想されるように、トゥールミンの批判は正義よりも友愛を尊重する共同体主義、行為に関する原則よりも行為者の性格を重視する徳倫理学を背景としている。その後、似た批判は、個別の状況における相手の必要に敏感な反応をすることをよしとするケアの倫理からもさしだされた。これらの共通の論敵は、ベイヤーの表現を借りれば、「近代の正統的な倫理学」<sup>15)</sup>、つまり、カント主義、功利主義、社会契約論の系譜に属す倫理理論である。

ヘアとトゥールミン。ふたりとも、倫理学が社会生活に根ざした問題にとりくむことには積極的だった。だが、普遍化可能性、公平の観念に依拠するヘアの言が自負にあふれていたのに対して、原理原則主義を批判するトゥールミンにとって、応用倫理学は、まさに一般に妥当すると主張されている倫理理論のたんなる応用であるがゆえに批判の対象であった。両者の拠って立つ倫理理論(ethical theory)のちがいが見解を分けたのである。

徳倫理学、共同体主義、ケアの倫理がさかんになってきたのは一九八〇年代以降であり、一方、生命倫理学は一九七〇年代にすでに学問領域としてまとまりつつあった。そのため、論争は生命倫理学の内部で行なわれたというよりも、批判する側は原理原則主義にのつとつたものを bioethics (生命倫理学) と呼んで批判し、自分たちは医療問題を論じていても生命倫理学とは名乗らないという傾向が生まれた。たとえば、マクリーンは、生命倫理学者を、答えが出せない倫理問題に答えが出せるとうぬぼれているソフィストになぞらえ、マイレンダーによれば、生命倫理学の議論はそのしかるべき主題であるはずの魂、身体に対する適切な配慮を欠いている。これは不幸な事態である。というのは、生命倫理学とはあくまで学問領域であって、したがって、その呼称は特定の規範的内容、特定の背景理論、特定の方法論をさすわけではないからだ。生命倫理学という呼称がセクトの分類に用いられたことで、

生命倫理学の内部での議論の進展は阻害されたとさえいえよう。ちなみに、日本では「学」をぬいて「生命倫理」と呼ぶことが多いが、この用語もまた特定の内容の思想を連想させる。ここにも混同がある。

さて、なにか先行する倫理理論があつて、個別の事例にそれをあてはめるだけだという解釈は、生命倫理学のみならず、応用倫理学一般についてもなされてきた。このあまりに安易な解釈のもとで、応用倫理学は侮蔑をこめた調子で言及されてきた。

しかし、事態を逆手にとつて、応用倫理学についてのこうした解釈を批判するならば、応用倫理学についてのいっそう適切な理解が獲得できる可能性も開かれる。実際にそれをした例として、ブラウンの理論の果実モデルを参照しよう。<sup>18)</sup>

ブラウンによれば、応用倫理学の通常の理解は四項目から成り立っている。①応用倫理学は倫理理論を応用したものである。②実践的問題に应用されるべく待ち受けている、穏当で、堅固な根拠をもつた倫理理論がひとつある。③哲学者ではないひとが問題を供給し、哲学者が理論を供給し、応用する。④職業倫理は日常の倫理を当該の職業に応用したものである。ところが、同じ程度に支持されている倫理理論は複数あるので、②は否定される。③のように哲学者とそれ以外のひとが分業してしまえば、哲学者は理論を応用すべき現実を知らず、哲学者以外のひとは新たな倫理の形成に寄与しないことになる。これもおかしい。さらに、専門家たちが陥りがちな自閉的な傾向からすると、問題の定式化を専門家に一任することはできない。したがつて、③も否定される。一方、職業倫理と通常の倫理は連続するものの、その専門に特有の規範も存在するので、④も否定される。とはいえ、ブラウンは①を否定しない。おそらく、徳倫理学の支持者は①も批判するだろう。だが、今はその論争に立ち入らない。それよりも注目したいのは、ブラウンの描き出す応用倫理学の豊かで魅力的な像である。ブラウンはこう記す。応用倫

理学をつうじて、「自発的にはけつして問題としてみる事ができなかったであろうことが問題としてみえてくるようにするという、努力を要する仕事を経てようやく、その問題がはじめて出会った問題として自分の心を打つ<sup>⑧</sup>のを感じる」と。

このように描かれた応用倫理学では、応用倫理学をするということは、自分の支持してきた倫理理論が現実の場のためされ、ゆるがされ、ときには修正されることを意味する。私たちがそのプロセスに足を踏み入れるのは、みえていなか<sup>⑨</sup>った問題をまざまざとみせつけられたからであり、しかも場合によつては、それがみえていなか<sup>⑩</sup>つたのは自分の見方に欠けているところがあつたためだと気づかされたからだ。この場合、問題とは、その問題が発生する場に居合わせているひとたち、したがつて、必ずしも哲学や倫理学の研究者ではないひとびとが感じていた違和感や不審によつて醸成されてくるものである。哲学や倫理学の研究者に役割があるとすれば、それはその違和感や不審を問題として形を整え、定式化するのを手伝うことである。一方、ある倫理理論のもとではじめて問題がみえてくる場合もある。この場合には、むしろ、哲学や倫理学の研究者の発した疑問がその場にいるひとたちを触発する役割をはたす。いずれにしても、このように描くと、応用倫理学は思索がもともつている緊張に富んだ生産的な営みにみえてこよう。

以上で、私が応用倫理学をどのようなものとして捉えているかのあらましを説明したわけだが、もう一点、応用倫理学と職業倫理の関係について補足しておこう。

応用倫理学のうち、とりわけ工学倫理やビジネス倫理学は、職業倫理という面が強い。だが、応用倫理学全般がそうであるわけではない。たとえば、生命倫理学では、インフォームド・コンセントを患者に対する適切な接し方と解釈すれば医療職の職業倫理に属すが、インフォームド・コンセントには、自分の人生にとって重大な判断を下



す権限はまずもって本人に属する（自律の尊重）という一般的な倫理規範を基礎としている。そう考えると、インフォームド・コンセントは特定の状況に限られているとはいえず、しろうとが科学技術の利用のしかたを規定していく一例でもある。したがって、職業倫理のみに閉じ込められる観念ではない。一方、医療職の職業倫理として問題をみる立場——たとえば、ペレグリノとトマススマなどの徳倫理学の支持者——からは、インフォームド・コンセントは患者の自律の尊重によって基礎づけられるというよりも、「患者の自律を侵すのは患者本人にとつての善に不可欠の要素を奪い、それゆえ、患者にとつての善のために行動するという医療の約束を侵すことだ」からこそ正当化される<sup>20</sup>。ということは、応用倫理学を職業倫理とみるかどうかということそれ自体も、論者の立場に応じて変わってくる場合もあるわけである。

環境倫理学では、生態系の破壊を例にとれば、ここでは、ごく日常の（とはいえず、先進国の、という留保をしたほうが慎重だろうが）生活をしている一般市民が被害者のみならず加害者になっているわけで、この問題を職業倫理とみるのはかなり無理がある。

生命倫理学や環境倫理学の問題を科学技術の利用と結びつけて一般化するなら、科学技術の利用をとおして人間の行為の影響がおよぶ範囲が格段に広がり、あるいはまた、単一の行為の結果なら希釈できるものが集合的に行われるために不可逆な影響をひきおこすために、従来の行為主体の観念や責任の観念では対処できないからこそ、新たな倫理学が要請されているといえる。したがって、そのかぎりでは、専門家のための職業倫理を構築することはその実効性のためには有効な場合もあるだろうが、だからといって、応用倫理学を専門家の行動を律する職業倫理に収斂することはできない。

### 三、上述の意味での応用倫理学からみた

#### コンピュータ倫理学ないし情報倫理学の動向

さて、以上のように応用倫理学を理解している者からみて——冒頭にお断りしたように、私の理解は「情報倫理の構築」プロジェクト資料集にかなり依拠しているという限定のもとでだが——情報倫理学はどのようにならぬか。

これまで述べてきた生命倫理学をめぐる一九六〇年代末から一九八〇年代にかけての経緯からみると、一九八〇年代なかばにはじまるコンピュータ倫理学とのあいだに、陳腐かつ当然の感想とはいえ、その間の時間の積み重なりを感じざるをえない。とくに目立った特徴を三点にまとめるなら、

(A) 応用倫理学における応用とはどういう意味かという論争——この論争は決着がついているとはまだいえないが——をへているので、既存の倫理理論をたんに応用するという不毛な意味での応用は排除され、問題を発見し、問題に触発されて、そこから理論を構築していこうとする生産的な意味での応用倫理学への志向が語られている。

(B) もちろん、先行する応用倫理学、つまり生命倫理学や環境倫理学にも見出される問題がふたたびここでも見出されるといふ面もある。問題領域が違うので、問題の内実がそのまま同じというわけではない。むしろ、問題の構造にこそ類似がみられる。

(C) すでに行われていた論争では激しく対立していたものでも、後の世代では、一時の対立が緩和され、受け

入れやすくなるという傾向がみられる。とりわけ、徳倫理学の摂取についてそう感じた。

### A、生産的な意味での応用倫理学への志向 —— 問題の発生する場への問いかけ

第一の点は、ムーアが「コンピュータ倫理学とは何か」のなかに示した作業モデルにすでに明らかである<sup>21</sup>。ムーアによれば、コンピュータ倫理学の課題は、コンピュータ技術の導入によって生じる倫理的問題に対する指針の空白を埋めることである。しかし、そのためには、まず問題を把握するための概念を構築しなくてはならない。その作業は、すなわち、倫理的問題が発生している場において理論を作り上げ、修正していく生産的な意味での応用倫理学にはかななるまい。ムーアがみずから示した作業過程を實際に踏まえて論じている例は、たとえば、論文「情報時代におけるプライバシー理論の構築に向けて」<sup>22</sup>にうかがわれる。ここでは、プライバシーの概念が明示され、公開原則、例外正当化の原則、修正原則という指針が立てられている。あるいはまた、彼の論文「魂のプライバシーを守りながら遺伝情報を利用すること」<sup>23</sup>をみてみよう。ムーアは、プライバシーの権利を普遍的な原理で一律に擁護するのではなくて、「誰が、いかなる状況でいかなるしかたで、何に、また、誰にアクセスすべきか」<sup>24</sup>に応じて規定されるべきだと説いている。ここには、倫理的問題の発生しうる状況にあわせて考えを詰めていく最も生産的な意味での応用倫理学の一例が示されているといえよう。

既存の理論を上からあてはめるのではなく、倫理的問題の発生の時点に立ち会おうという姿勢は、ブレイの開示的コンピュータ倫理学にいつそう鮮明である。開示とは、「コンピュータシステムやコンピュータの応用、実践のうちに根ざしている規範性を開示し、評価する」<sup>25</sup>ことをいう。ブレイの提案が成功するとすれば、それまで問題としてみえてこなかったもの、偏向として感じられてこなかったものがはじめて、問題として、偏向として明る

みに出されるはずである。たとえば、ブレイは論文「コンピュータシステムの政治と「デザイン」の倫理」のなかで、コンピュータを利用するさいに利用者がしがわざるをえないハード面での制約、検索した場合に提示されるデータの選択、順番など情報そのものに付随している誘導性など、コンピュータに内在している偏向を指摘している。<sup>26)</sup>

## B、他の応用倫理学と共通する問題 —— 「専門家」の意味と位置

しかし、倫理的問題が発生する場にさかのぼるとすれば、その場には誰が居合わせて、誰がどのような役割を果たすのか。その場が社会生活の特定の領域なら、そこには多くの場合、その領域に専門的・職業的に関わっているひとがいる。そのひとたちは自分たちの職場に生じる倫理的問題に対してどのような役割をはたすべきか。他方、倫理的問題が倫理学、道徳哲学についての研究となにがしかの関連をもつのであれば、倫理学者、哲学者がはたすべき役割はどこにあるのか。さらに、社会生活のなかに生じる問題によって影響をこうむるのはその領域の職業人ばかりではない。社会の構成員、一般市民はこの倫理的問題に対する対処にどのように関わるのか。これらは生命倫理学や環境倫理学をはじめ、応用倫理学ではつねに問われてきた問題である。

コンピュータ使用の技術的専門家と倫理学者、哲学者との役割を明確に分けているのはブレイである。ブレイは開示的コンピュータ倫理学を三段階、つまり開示的段階、理論段階、応用段階に分け、哲学的専門知識が不可欠なのは理論段階のみだと限定する。というのも、ブレイによれば、コンピュータシステムに潜在するバイアスを明らかに出すには、第一に、技術的な専門知識、第二に、システムの機能が人間の行動にどのように影響するかという追跡調査が必要であり、だとすれば、それをするのは倫理学者や哲学者ではなく、コンピュータ技術の専門家と社会科学者の仕事だからである。<sup>26)</sup>ブレイがこのように役割を分けたのは、倫理理論が先行すると、開示そのものが偏

向してしまふ——つまり特定の倫理理論からみえるものだけがとりだされてしまい、しかも解釈を加えられるおそれがあるからだ。この指摘は一応うべなえる。しかし、裏返して問うなら、何を開示するかという方針を立てることが倫理理論なしに可能だろうか。ブレイは開示的コンピュータ倫理学の鍵概念として正義、自律、プライバシー、民主主義をあげている。こうした価値観があつてはじめて、コンピュータシステムに伏在しているバイアスや無意識のうちにそれに制約される人間の行動は明らかに becoming するわけである。だとすれば、すでに開示的段階において、倫理学者や哲学者が関与すべきではないか。これに対する答えは、然り、かつ、否である。

然りと答える論者は、倫理学や哲学の研究者が一般のひとよりも、正義、自律、プライバシー、民主主義に対するいっそう鋭敏な感覚をもっていると主張するか、あるいは、感覚の鋭敏さにおいて優れていなくとも、これらの概念についてのいっそう正確な理解をもっていると主張するか、そうでなければ、これらの概念をはじめとする価値・規範に関する概念を用いて考えるときにいっそう的確な論理を展開できると主張するか、いずれかである。これは応用倫理学の最も重要な争点、倫理学者、哲学者は実践的問題に対してどのような貢献ができるのかという問題にほかならない。

しかし、ブレイは先の問いに対して否という答えを採っていると思われる。だとすれば、その前提として、コンピュータ技術の専門家のあいだに、正義、自律、プライバシー、民主主義に対する敏感さを育てなくてはならない。ここに、専門家の倫理ないし職業倫理としてのコンピュータ倫理学が要請されてくる。さらに、コンピュータ技術の専門家の範囲を広くとつて、コンピュータを利用して顧客からの問い合わせに答えたり、顧客の行動を誘導したりする職種のひとまで含めた場合には、むしろ、一般市民に価値に対する鋭敏な感覚を求めることになるだろう。

コンピュータの汎用性からすれば、コンピュータを利用して職務にあたっている人間のすべてが文字通りの専門

家ではない。ここに、コンピュータ倫理学ないし情報倫理学が、エンジニア倫理学に解消されない理由があるだろう。その点を示唆しているのは、ジョンソンの論文「専門家倫理」である。ジョンソンは、専門職がその専門知識の帯びている力、職業を介した雇用者、顧客、同業者、一般市民とのつながりの広さ、世間を動かす効力から特殊な責任をもっており、したがって、職業倫理を要すると述べている。<sup>28</sup> そのなかで、ジョンソンは専門家・顧客関係の三つのモデル、すなわち、顧客が意思決定の全権限をにぎる代理モデル、専門家が意思決定の全権限をにぎるパターンリズム・モデル、顧客が専門家から適切な情報を得て意思決定する委任モデルをあげ、委任モデルを推奨している。ジョンソンのモデルは一九七二年にヴィーチが発表した医者・患者関係の四つのモデルを参考<sup>29</sup>にしていることは明らかで、こういうところに、生命倫理学から情報倫理学への知的相統が窺われる。けれども、他方、ジョンソンは、コンピュータの専門家は医者と比べれば自律性が少なく、仕事も断片化しているので、医者ほど典型的な専門家とはいえないとも強調している。

ウィナーの論文「技術的社会における市民の徳」はこの点についていっそう厳しい見方をしている。<sup>30</sup> ウィナーによれば、技術者の倫理綱領はできてはいるが、技術者の責任を明言する法的組織は存在していないので、それゆえ現実の技術者は自分が勤めている組織に対する忠誠によって制約されている。したがって、コンピュータ技術もたらず倫理的問題についての指針を専門家に求めることはできず、かといって、競合する倫理理論をふりかざす倫理学者や哲学者にも期待できない。ここで、ウィナーは公衆による指針の選択を提言する。公衆、つまり一般市民が参加する公的な場では、ウィナーによれば、「大学の学位や専門的資格をとる課程に進んだひとは、自分たちこそ指名され、権威をもった問題解決者だという考えを退け」、「かわりに民主的なしかたで行なわれる討議に貢献しよう<sup>31</sup>」のような、コンピュータとシステム設計の知識をもった一市民として申し出をするにとどまる」。まさにこの主張

は倫理的問題の発生する場に即した応用倫理学のやり方にそつたものである。けれども、だとすれば、ますます、一般市民の徳の涵養が要請されねばならない。だからこそ、ウィナーは、古代ギリシアの政治に参加する市民の徳を、現代において技術に関する政策決定に参加する市民の徳へと読み替えていこうとするわけである。

### C、徳倫理学の積極的な摂取——ひとつの疑問

さて、この徳に関する議論をENIGの資料集のなかに多くみかけたのは、私にとつてはいささか意外だった。というのも、先に述べたように、生命倫理学では、徳倫理学の支持者たちは生命倫理学を外側から批判する態度をとる傾向があつたからだ。もちろん、自分の立場が徳倫理学と相容れないことを表明する論者もいる。たとえば、ファン・デン・ホーフエンがそれである<sup>26</sup>。しかし、たとえば、タヴァーニによつて「正義を重視する結果主義者」と評されているムーアもまた、「もし、アリストテレスがコンピュータ利用のプロフェッショナルだったなら」という論文では、徳倫理学を評価し、有徳なコンピュータ科学者の養成を望んでいる<sup>27</sup>。あるいはまた、オークリーの論文「徳倫理の諸相と情報社会におけるその意義」は、徳倫理学を展望したものとして役立つ論文だが、そのなかで、オークリーは、たとえば、ペレグリノとトマスマを徳倫理学が生命倫理学に貢献した一例にあげている<sup>28</sup>。ペレグリノとトマスマは自分たちが徳倫理学の支持者であることは喜んで承認するにちがいない。しかし、自分たちの仕事が生倫理学に貢献したという言い方はすんなりうけられるとは思われない。というのは、彼らは自分の仕事を医療倫理学と呼んでおり、前述のとおり、生命倫理学は自分たちとは相容れない思想として退けるからだ<sup>29</sup>。

徳倫理学に対することした積極的な摂取は、結局、個々の論者の問題であつて、情報倫理学の性格ではないかもしれない。けれども、もし、そこになんらかの通有の事情があるとするれば、結局は、徳倫理学の文献が盛んに出た

一九八〇年代よりあとに情報倫理学が生まれたこと、したがってまた、生命倫理学におけるような激しい対立をひきおこさなかつたという点に求められるかと思われる。前述のとおり、私は、特定の内容をもった思想を生命倫理学という名前で呼ぶことに反対している。したがって、徳倫理学者が生命倫理学に貢献したという言い回しに反対するものではない。むしろ、その表現の意味するところに同意する。しかし、生命倫理学で相容れない対立があつたことを考えると、私自身は、コンピュータ倫理学ないし情報倫理学で、たとえば、プライバシーといったきわめて近代市民社会的な規範が徳倫理学とともに語られるとき、その主張の基礎づけを慎重に読んでいきたいと思つている。というのも、その主張が意味するところは、異なる倫理理論を積極的に摂取しようとする生産的な態度というよりも、新たな倫理的問題に対処するために倫理理論の系譜の違いを顧慮せずに導入する素朴さの表われであるかもしれないからだ。

#### 四、「情報倫理学」という呼称について

ところで、私はこれまでコンピュータ倫理学ないし情報倫理学という表現を用いてきた。冒頭に記したように、情報倫理学という呼称は、どちらかといえば技術面に焦点をあてる傾向の強かつたコンピュータ倫理学を拡大して、情報一般に関わる倫理的問題に視野を広げる意図を含んでいる。しかし、日本ではじめて情報倫理学の名乗りをあげた書物である『情報倫理学』に収められた諸論文のあいだでも、情報倫理学という呼称のさす内容は必ずしも確定されていない。一方に、コンピュータ社会の社会学的分析があり、それゆえ、情報倫理学は一般市民をまきこんだ倫理的問題を論じる分野だという紹介があり、他方では、専門職として確立される途上にあるコンピュータ技術



者にとつての職業倫理が語られている。<sup>36)</sup> こうした多義性は応用倫理学につきものだが、ただし、同書のなかではいずれの志向をとるかも争点のひとつのようである。それゆえ、ここでは、情報倫理学という呼称を単独に用いず、コンピュータ倫理学と併記した。

ただし、ムーアが繰り返し返しているとおり、コンピュータは、どんな形にも打ちのばしのきく展性に富んだ金属のように社会生活のどの領域でも利用される適合性 (malleability) をもっている。<sup>37)</sup> したがって、医療倫理学や工学倫理のように、特定の職業に密接に関わる倫理学として展開するだけでは不十分であろう。それゆえ、水谷雅彦によれば、「情報倫理学はすべての応用倫理学の基礎学である」。<sup>38)</sup> たしかに、生命倫理学、環境倫理学で論じられる問題にも情報の処理が関わっている以上、情報倫理学という観念を情報一般に関する倫理学という意味でとるとすれば、右の主張はある程度妥当しよう。

しかし、この主張が情報倫理学でとりだされた価値や規範がその他の応用倫理学で論じられる価値や規範の基礎になつている、いわば、その他の応用倫理学で論じられる価値や規範は情報倫理学でとりだされた価値や規範の範囲を根本的に超えるものではないということを意図しているとすれば、おそらくそうではあるまい。というのも、情報倫理学と、たとえば、生命倫理学や環境倫理学とのあいだには、構造上の違いがあるからだ。生命倫理学や環境倫理学では、さしあたり一応は、生命や環境の存在がそれ自身その他の価値の基礎になるものであるという発想の可能性が含まれている。「さしあたり一応は」というのは、実際には、生命倫理学であれば、生命よりも自己決定権を重視する主張はむしろ支配的であり、環境倫理学でも、人間の利益ゆえに環境を尊重する人間中心主義はなお強力だからだ。しかしその一方で、生命の神聖さ、生命の尊厳といった観念が生命倫理学では依然として争点であり、環境倫理学では非人間中心主義があり、いずれも生命や生態系の内在的価値を主張している。これに対して、

情報倫理学の場合は、情報そのものに内在的価値を認めることはできない。

もつとも、情報そのものに内在的価値を認めて、情報倫理学という構想をうちだしている論者もいる。フロリデイとサンダースによる情報の対象・情報圏 (infosphere)・エントロピーの観念にもとづいた情報倫理学がそれである。フロリデイらはレオポルドの土地倫理にヒントを得てこの考えを打ち出した<sup>29)</sup>。土地倫理では、どの生物もそれぞれの生態系のなかでのみ存続する以上、どの生態系も倫理の最も根底的な成立基盤であり、尊重されねばならない。したがって、善とは生態系の保持を意味し、具体的には、生態系を構成しているそれぞれの種の適正な個体数を保持することである。フロリデイらの提案は生物および生態系に限定した土地倫理の構想を情報一般に拡大したものである。というのも、「情報がなければ、いかなる道徳的行動もありえない<sup>30)</sup>」からだ。しかも、存在者一般を情報とみることで、情報に道具的価値のみならず、それ自身の価値を認める点が、フロリデイらの新しさである。

しかし、この着想には土地倫理に対する疑念と似た疑念を抱かざるをえない。土地倫理は現在みられる生態系の安定状態を守るように主張する。けれども、それでは、生態系の現状そのものは何によつて根拠づけられるのか。現在、存在しているという事実からは、今後も存続すべきだという規範を導出できない。同様に、フロリデイらの着想は、いかなる情報も存在しないよりは存在するほうがよいという主張にしかなるまい。しかも、少なくとも土地倫理では、種ごとの適切な個体数に応じた配分的正義がある。これに対して、フロリデイらの主張をまともなうけとれば、情報はたんに多ければ多いほどよいことになるのではないか。フロリデイらの主張は、一見、どのような情報もまえては排除されてはならないという討議倫理学の理想的コミュニケーション共同体の条件と重なり合う。だが、討議倫理学では、討議の正統性が討議を否定する暴力と対比されて際立つのに対して、フロリデイらの着想では、全存在者が情報なので、対比すべき外部がない。さらに、現実には、ある特定の情報が帯びている情

報の重要性はその情報が流通する文脈によつてはじめて決まる。したがつて、たとえば、医療問題という文脈ならば、医療倫理学ないし生命倫理学のなかで探求されるような個別の規範を要する。

したがつて、情報倫理学があらゆる倫理的判断を基礎づける機能をはたすという見込みはまだできていない。とはいへ、生命は最も根底的な価値とみなされるがゆえに、生命倫理学が倫理学全体に波及する影響力をもっている。と喧伝されたのと同様に、あるいはまた、生態系は生物の生存するための誓約であるゆえに、環境倫理学が倫理学全体に波及する影響力をもっているように喧伝されたのと同様に、情報をあらゆる道徳的行為の成り立つ条件としてとらえ、したがつて、倫理学全体に波及する影響力をはらんだ情報倫理学を構想する試みは、たんなる既存の倫理理論の応用という意味での応用倫理学にとどまらず、具体的な倫理的問題をとおして既存の倫理理論をためし、ゆるがし、ときには修正していく応用倫理学の積極的な機能に通じるものとしてなお注目に値する。

## 五、結語

コンピュータ倫理学ないし情報倫理学は、三に記したように、生産的な応用倫理学として展開され、また、従来の応用倫理学と共有する問題をふたたびとりあげ、深化する可能性をもっている。今回は、この分野に固有の問題、つまり、二の冒頭に言及した応用倫理学それぞれの領域に対する「直接的な関心」から論じるのではなく、むしろ、応用倫理学という知的営みのさほど長からざる歴史のなかでコンピュータ倫理学ないし情報倫理学を論じたにすぎない。しかし、そのようなメタレベルの関心からみただけでも、これまで述べてきたように、この分野が触発的な内容に富んでいることは明らかである。

本稿を作成するにあたって、〒254 京都事務局の水谷雅彦京都大学文学研究科助教授に多くの資料を提供していただき、京都大学リサーチ・アソシエイトの奥田太郎氏の手を煩わした。記してここに謝意を表する。

## 註

- (1) なお、とくに二で述べる応用倫理学と二〇世紀の倫理学の歴史の関係については、すでに他の箇所でも発表した下記の拙稿と重なる部分が多いことをお断りしておく。品川哲彦「倫理学の応答能力——生命倫理学を手がかりに」、日本倫理学会、『日本倫理学会大会報告集』、一九九九年 (<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~tsuna/nichin99.htm>)、および、「生命と倫理——生命倫理学と倫理学の生命」、有福孝岳編『エチカとは何か 現代倫理学入門』、ナカニシヤ出版、一九九九年。
- (2) 越智貢、土屋俊、水谷雅彦編『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』、ナカニシヤ出版、二〇〇〇年。この三人の編者は「情報倫理の構築」プロジェクトで中心的役割をはたした。
- (3) 『情報倫理学研究資料集』Ⅰ、日本学術振興会「未来開拓学術研究推進事業」『情報倫理の構築』プロジェクト、京都大学文学部研究科・広島大学文学部・千葉大学文学部、一九九九年。同Ⅱ、二〇〇〇年。同Ⅲ、二〇〇一年。および、同Ⅳ、二〇〇二年、京都大学文学部研究科・広島大学文学部研究科・千葉大学文学部。以下、FNEと略記し、巻数をローマ数字で表す。
- (4) 生命倫理学の成立を一九六〇年代とする目安のひとつは、生命倫理学を専門とする研究機関であるヘイスティングス・センターが一九六九年に設立されたことである。生命倫理学の成立史は、土屋貴志「Bioethics」から「生命倫理学」へ——米国内における bioethics の成立と日本への導入」(加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、一九九八年)のなかに簡潔にまとめられている。
- (5) 環境倫理学の成立を一九七〇年代とする目安のひとつは、専門の機関誌 *Environmental Ethics* が一九七九年に創刊されたことである。
- (6) 「コンピュータ倫理学」という名称は、一九八五年、ジェイムズ・ムーアが論文「コンピュータ倫理学とは何か」ではじめて用いた (FNEⅠ頁、水谷雅彦による同論文の解説)。
- (7) アカデミー版全集、BD4, S410.

- (8) Hare, Richard M., "Medical Ethics: Can the moral philosophers help?" (1977), in *Essays on Bioethics*, Clarendon Press, 1993, p.1.
- (9) Hare, Richard M., "Why do applied ethics" (1986), in *Essays in Ethical Theory*, Clarendon Press, 1989, p.1.
- (10) *ibid.*
- (11) Toulmin, Stephen, "How medicine saved the life of ethics?", in Joseph P. DeMarco and Richard M. Fox (eds.), *New Directions in Ethics*, Routledge and Kegan Paul, 1986, pp.265-281.
- (12) Toulmin, Stephen, "The Tyranny of principles", in the *Hastings Center Report*, vol.11, n.6, 1981.
- (13) トーチャムとキルドレスはトマールミンに対して次のように反論している。トマールミンは「われわれがらう意味での原理や規則に反対しているのか——彼の言葉が示唆しているものか——」あるいは「絶対的な原理や規則のみ反対しているのか——彼の議論一般が示唆しているものか」は「おぼろしいなら」「『生命医学倫理』、永安幸正・立木教夫監訳、成文堂、一九九七年、七六頁。「われわれがらう意味での」とは、本文に記したものの、複数の原理を組み合わせることで状況に応じた倫理的判断をトマールミンは示している。
- (14) タムの倫理について、品川哲彦「〈タムの倫理〉考(1)」、『文学論集』、関西大学文学会、五一巻、三三頁、二〇〇二年。
- (15) Baier, C. Annette, "The need for more than justice", in Martha Hanen and Kai Nielsen (eds.), *Science, Morality and Feminist Theory*, University Calgary Press, 1987, 44頁。この論文については第十回関西大学生命倫理研究会で報告したように、タムの倫理を参考にしたもの (<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~tsina/kubes/Baier.htm>)。
- (16) Maclean, Anne, *The Elimination of Morality: Reflection on Utilitarianism and Bioethics*, Routledge, 1993.
- (17) Meilaender, Gilbert C., *Body, Soul, and Bioethics*, University of Notre Dame Press, 1995.
- (18) Brown, James, "On applying ethics", in *Moral Philosophy and Contemporary Problems*, Evans, J.D. G.(ed.), 1987, 44頁。この論文は、Chadwick, Ruth and Schroeder Doris (eds.), *Applied Ethics: Critical Concepts in Philosophy*, vol.1, Routledge, 2002 に再録されている。
- (19) *Applied Ethics: Critical Concepts in Philosophy*, vol.1, p.224.
- (20) Pellegrino, Edmund D. and Thomasma, David C., *For the Patient's Good*, Oxford University Press, 1988, p.23.
- (21) Moor, James, "What is Computer Ethics?" (1985), in Jeroen van den Hoven (ed.), *Computer Ethics: Philosophical Enquiry*, Department of Philosophy, Erasmus University, 1997, p.9 (FINE II に再録されている)。

- (22) Moor, James, "Towards a Theory of Privacy in the Information Age", in Jeroen van den Hoven(ed.), *ibid*, pp.40-49. (FINE III 及び IV に関する論文を参照)。
- (23) Moor, James, "Using genetic information while protecting the privacy of the soul", in *Ethics and Information Technology* (2014 EIT 年鑑誌), vol.1, 1999, p.261 (FINE II 及び III に関する論文を参照)。
- (24) Brey, Philip, "Method in computer ethics: Towards a multi-level interdisciplinary approach", in *EIT*, vol.2, 2000, p.217. (FINE III 及び IV に関する論文を参照)
- (25) Brey, Philip, "The Politics of Computer Systems and the Ethics of Design", in Jeroen van den Hoven (ed.), *op. cit.*, pp.69-74 (FINE II 及び III に関する論文を参照)。
- (26) Brey, in *EIT*, vol.2, 2000, pp.127-128.
- (27) 杉本みづ子「私見から最後の護照取扱にあたって」品川「倫理学の応答能力」前掲を参照。
- (28) Johnson, Deborah G., "Professional Ethics" in Jeroen van den Hoven (ed.), *op. cit.*, p.561. (FINE I 及び II に関する論文を参照)。
- (29) Veitch, Robert M., "Models for ethical medicine in a revolutionary age", in *the Hastings Center Report*, vol.2, n.3, 1972.
- (30) Winner, Langdon, "Citizen Virtues in a Technological Order", in Winkler and Coombs (eds.), *Applied Ethics: A Reader*, Blackwell, 1993 (FINE II 及び III に関する論文を参照)。
- (31) *ibid.*, pp.63-64.
- (32) フラン・ゼン・ホフマン、ヨルン「コンピュータ・エシックスと道徳の方法論」鶴岡健による要約 FINE III, 2001.
- (33) ムーブ・シエイムズ「もし、アリストテレスがコンピュータ利用のプロフェシヨナルだったら」上村繁による要約 FINE IV, 2002.
- (34) Oakley, Justin, "Varieties of Virtue Ethics and Its Relevance in an Information Society", typescript, p.26 (FINE II 及び III に関する論文を参照)。
- (35) Pellegrino, Edmund D. and Thomasma, David C., *The Virtues in Medical Practice*, Oxford University Press, 1993.
- (36) 越智・土屋・水谷編「前掲では、土屋俊「情報技術者の職能倫理——「情報処理学会倫理綱領」を中心に」と高橋久一郎「責任と情報倫理」がインターネット管理者の職業倫理という意味での情報倫理学を強調しており、水谷雅彦「インターネット時代の情報倫理学」と吉田純「情報ネットワーク社会における規範形成——「電子民主主義」論を中心」とが市民生活全

体を排き、いかに倫理的問題とどう意味での情報倫理学を強調してこる。

(37) Moor, James, 1985, op. cit., p.10.

(38) 水谷雅彦、前掲、五頁。

(39) Floride, Luciano and Sanders, J. W., "Mapping the foundationalist debate in computer ethics", in *EIT*, vol. 4, 2002, pp.7-8  
(FINE IV 2 度区明文 2 4 の 類 案 か 8 9)。

(40) *ibid.*, p.8.